

松平主馬家の

屋敷絵図について

国 京 克 巳

一、はじめに

福井藩の御殿建築については、福井城本丸の現存遺構である瑞源寺本堂や同書院の保存修理工事にもなう調査によって、その実態が明らかにされてきている^①。また、絵図史料としては福井県立図書館に保管されている松平宗紀氏蔵の松平文庫にある一連の本丸指図が知られ、その指図相互の比較や瑞源寺本堂や同書院の修理によってえられた事実から指図の年代確定が進められている^②。一方、その家臣の屋敷と建築については史料数も限られ、いまだ不明な点が多く現在研究が進められている^③。このようななか拙稿「松平主馬家の大名広路屋敷と安永普請」において、武家の建物普請における給人と知行地の関係を知

行地側にのこされた古文書からその一部を明らかにした^④。内容は、福井藩の家老を代々勤める家柄であった松平主馬家の大名広路屋敷が安永四年（一七七五）の火災で類焼し、そのほとんどの建物を焼失した。それにもなう再建の様子を知行地村である石畠村の庄屋記録からみたもので、どのような建物が再建され、誰の負担でどのように建てられたのかを述べたものである。しかし、屋敷全体の再建物の数やその配置は全くわかっていない。

ところが、近年福井市立郷土歴史博物館に松平主馬家の子孫である松平氏から安永四年の火災前後の図面をはじめとする絵図十二点が寄贈された。その一部はすでに平成二十二年「福井城と城下町のすがた」展で紹介されているが、詳細な検討がなされたものではない^⑤。そこで本稿はこの一連の図を紹介すると共に、安永四年火災後の再建記録と合わせて検討し、絵図の信憑性と描画時期、そして再建の実態をより明らかにするものである。なお、本稿では特に断らない限り火災とは安永四年八月二十七日の火災を指すものとする。

二、史料

寄贈された史料は単独の図面や和紙に包まれた複数の図面からなり、火災前後の様子を描いた図面から明治時代以降の図面を含んでいる。ここでは大まかな概要と描画された時期を紹介し、次節以降で火災前後の図面を詳細に検討する。なお、本史料は未整理であるため、絵図の番号は調査順に（添付図の番号に同じ）、名称（〈 〉内は略称）は後述の論考をもとに福井市立郷土歴史博物館の了承のもとに仮に名付けたものである。また、絵図に用いられる和紙は不明なことが多く、薄いと感じられたものを薄い和紙と表記した。

〔1〕「小石川区西江戸川町屋敷絵図」

横 38 cm × 縦 27 cm 明治以降 薄い和紙 図 1
図中に小石川区西江戸川町とあり、東京府東京市（一八七八年）以降から一九四七年三月十五日の小石川区の消滅する以前の東京都時代のもので、住宅の配置図兼一階平面図で、墨描きである。敷地は南側に道路、他三方を隣地境界とし、道路側に門を開く。書き込み

によれば、敷地内には木造瓦葺二階家、木造瓦葺二階建土蔵、木造瓦葺平家の三棟があり、それぞれ建坪二十七・七五坪、三坪、六十七坪余である。なお敷地南東隅に道路に面して長屋らしき建物が描かれるが、その部分は門と同じく建物としてあげられていない。門を潜ると正面に二階家、中庭を挟んで西に平家、その間に二階建土蔵を置く。二階家正面には、矩手に沓脱ぎ石をもつ四畳半の玄関を置く。その右に四畳の前室をもつ八畳の部屋を置き、前室には玄関から直接出入りできるようにする。いずれの部屋も両開きのようなもので出入し、窓が小さく、洋室とみられる。建物中央には六畳と床の間・違棚のある十二畳半の和室が続き、和室の西は中庭に面する廊下、東は土庇を介して東庭、便所、洋風の八畳に通ずる。座敷の北に井戸のある部屋を置き、その井戸から中庭の泉水に水をひく。

玄関の西には北を除く三方を壁で囲まれ、西の平家へ通じる廊下側のみが出入口となる部屋がある。これが建坪三坪の二階建土蔵とみられる。土蔵らしき部屋の西隣には玄関より一回り以上小さな脇玄関が設けられ、上がり框が描かれる。この部分から西が平家建て部分とみられ、八畳強の土蔵のような部屋、三畳間、床の間のある六畳間、六畳間、飾り棚のある十二畳（押入含）、二畳、三畳、井戸を直ぐ外にもつ台所らしい板張りの間、大小便所などの諸室が配置される。台所らしい板張りの間にも南面に引違い戸と縁框のある二畳の入口らしきものがある。また、各部屋は廊下を間に挟まず、直接引違いの建具によって仕切られている。

平家建てと二階建ての間には一際大きな泉水をもうけた庭を配置し、その廻りを廊下がコの字型に取り囲んでいる。さらに庭を二分するように両建物間を渡廊下らしきもので繋いでいる。渡廊下らしきものは板張りの表現にしては、板間が粗く、両端に手摺状の線が描かれており、吹きさらし廊下の可能性が考えられる。以上の平面から東の二階建ては洋風および和風の接客的な空間をもった建物（二階については不明）、西の平家は私的空間をもった建物と考えることができる。住宅に複数の玄関が設けられて使い分けられている点、私的な空間とみられる部屋同士が廊下を介せず直接行き来する未整理の平面であることから、明治から大正時代頃、あえて推論すれば明治前期の住宅平面と想像される。

(2) 「役所用図 安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」〔役所用火災後御館物図〕
横 65cm × 縦 49cm 安永四年火災後（文久写）
和紙 図2

本図左上に「役所用図 安永年中焼失以後御館物御建上ヶ全図 文久二年壬戌初夏吉辰

北川惣太夫義彰改而写之」とあり、北川惣太夫が文久二年（一八六二）に火災後に再建された建物を描いた図を松平主馬家の役所用図面として写したものである。北川惣太夫の素生はわからないが、寛政十年（一七九八）には主馬家の陪臣として家老北川与右衛門の名がみえており、その一族の可能性が考えられる。後述の(4)「役所用図 安永年中御類焼以前御屋敷内惣全図」も北川惣太夫の手になる写である。図は和紙に三分の朱罫線を引き、一間を六分とする1/100の縮尺で建物を墨線で描き、その上に彩色する。記載される範囲は大名広路屋敷の主要建物とそ

れに付属する蔵、その南にある射小屋、敷地南東角の南側道路に面した物見建物である。建物は部屋境柱と間仕切を墨線で描き、畳などの敷物を白色、縁側や式台などの板張りとは塀に設けられた門を赤茶色、囲炉裏の火を扱う部分を赤色、流しや湯殿を青色、土間を鼠色、建物周囲を黄色とする。主要建物は大きく三つに分けられ、南側の式台・広間・書院座敷・対面所など表の接客部分と役所部分さらに表居間を含めた建物、その北側の茶の間・台所を中心とする建物（台所棟）、その西にある居間建物（居間棟）と化粧之間建物（化粧之間棟）である。後述の（3）「安永年中焼失以後御館物全図」と本図は表現法がほぼ同じであり、基本的な平面や室名も同じものや似たものがある。間取りは本図の方が建坪も小さく、図表題の御館物御建上ヶとあるように火災後の再建間もない時期の図とみられる。なお図面の紙質・表現等は異なるが、（6）「安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」と建物・平面・部屋名称などはほぼ同じである。

（3）「安永年中焼失以後御館物全図」〔火災後御館物図〕 横86cm×縦76cm 江戸末期

和紙 図3

本図は和紙に五分計の朱罫線を引き、一間を十分とする1/60の縮尺で建物を墨で描き、その上を彩色する。記載される範囲は大名広路屋敷の主要建物とそれに付属する蔵で、（2）「役所用火災後御館物図」にみられる射小屋、物見の建物は無い。建物は柱と間仕切を墨線で描き、畳などの敷物を白色、縁側や式台などの板張りとは塀に設けられた門を赤茶色、流しや湯殿を鼠色、土間を青色、建物周囲を黄色とするなど表現方法が図2と似ている。ただし、図2では部屋境にのみ描かれた柱が、本図では独立した柱や壁付きの柱も描かれており、精度が多少上がっている。建物の大まかな配置は同じで、主要建物は大きく三つに分けられ、南側の式台・広間・書院座敷・対面所など表の接客部分と役所部分さらに表居間を含めた建物、その北側の茶の間・台所を中心とする建物（台所棟）、その西にある奥座敷（奥座敷棟）・奥居間（奥居間棟）・部屋棟からなり、建物数や部屋数も

増え、設備も充実している。火災後に建物の復旧は徐々にこなわれていることが判明している⁷⁾ので、建物の部屋数や設備が充実している本図は明らかに（2）「役所用火災後御館物図」の後の時期を描いていると考えられる。本図が計画図の可能性も否定できないが、後述のように天明六年（二七八六）の役所・台所の玄関増築の痕跡らしきものが図にみとれる。また、福井藩の高知席である酒井外記（四〇二五石）の嘉永五年（一八五二）屋敷図⁸⁾や狛李允（四五〇〇石）の元禄屋敷図⁹⁾にみられる奥向建物の充実を考えると、本図の奥向建物の充実¹⁰⁾は計画と言えないと考えられる。

（2）「役所用火災後御館物図」と平面を比較してみると、表の接客部分と役所部分では広間は玄関と名称を変えたのみで変化はないが、大座敷は半間南側に拡大して大広間と名前を変え、対面所はその分小さくなって南座敷となる。書院座敷は南を半間縮めて縁側に設け、北を半間から一間の入側とし、床の間裏の部屋がなくなり、便所となる。小玄関前に休足所を設け、床附之間・寄附之間の間仕

切位置を変えて、勝手座敷・寄附之間とし、小玄関北隣りの部屋を中ノ口として外部入口を新たに設け、役所も次ノ間を設けて充実させている。台所棟は北に一間余り、東に二間拡大して炊事関係の諸部屋（飯焚部屋・板前部屋・料理部屋など）や便所などを設け、使用人等が使用するとみられる仲ヶ間風呂場を拵える。

主人の居間とみられた居間棟は奥座敷棟と奥居間棟の二つに分かれ、表から奥座敷棟に至る通路には表納戸・時計之間・家具部屋等が設けられ、より私的な部屋となるようにされる。同時に当初の居間棟は居間と二之間がそれぞれ床の間を設けて庭に開いて独立した部屋としての使用が可能であったものから、床の間や便所の位置を南に移動して、新たに囲い・温故堂などの茶の湯の部屋を庭側に設け、奥座敷（居間）・次之間が一体となる構成に改造される。奥座敷棟の北西奥に続く奥居間棟は奥居間・次之間・二つの小座敷を庭側にとり、さらに奥方居間も設置しており、新しく増築された部分であろう。奥座敷棟と奥居間棟は部屋の大きさや名称、配置から数

寄屋的な建物で、奥向の空間となる。北の部屋棟は以前は化粧之間棟のあった場所で、建物を一回り大きくして西面に仏間・二階への階段が設けられているので、新たに二階建ての建物として改築されたとみられる。化粧之間棟の西側にあった湯殿は新しく台所北側に改築されている。

(4) 「役所用図 安永年中御類焼以前御屋敷内物全図」〔役所用火災前御屋敷図〕 横

100cm×縦110cm 安永4年火災前（文久写）
和紙 図4

本図右下に「役所用図 安永年中御類焼以前御屋敷内惣全図 文久二年壬戌初夏吉辰 北川惣太夫義彰改而写之 安永四年乙未八月二十七日午之刻出火 龜屋町西測（側？）鍵町角ヨリ二軒目木綿屋六三郎火元 黄青ヲ以境界ヲ分ツ 墨引太キハ塀也 薄赤ハ自分普請 火トハ囲炉裏 水トハ手洗所」とあり、松平主馬家の役所用図面として火災前の建物を描いた図を北川惣太夫が文久二年に写したものである。図は和紙に三分の朱罫線を引き、一間を六分とする1/100の縮尺で建

物を墨線で描き、その上に(2)「役所用火災後御館物図」と同じ彩色を施している。平面の丸印は柱の意味ではなく、部屋境を示す印とみられる。絵図は大名広路屋敷内の全建物を描き、東と南の道路側に建てられた長屋門や長屋、北の隣地境に建てられた陪臣の住居、使用人住居、蔵、さらに主要建物群、そしてその西側の広い敷地とそこに設けられた宝蔵、上中下の茶屋、亭、鎮守がみられる。この広い敷地は縁を廻した茶屋、鎮守、亭が建てられていることから庭園とみられる。「安永四年乙未八月二十七日午之刻出火 龜屋町西測鍵町角ヨリ二軒目木綿屋六三郎火元」との記載は、『稿本福井市史 上巻』にある明和・安永の大火の記述や石島村の庄屋記録「諸事記録之覚」¹⁰⁾にほぼ一致している。また同覚には「御裏之方西南角二御土蔵壹ヶ所、屏之御物見壹ヶ所斗残り、其外不残御類焼二成り」とあり、類焼を逃れた建物として西南角の土蔵と物見があげられている。図には屋敷の西南角に土蔵、塀に接して亭が描かれており、この西南角の場所は広い庭園南側で、敷地南の道路や足羽川に面する位置にあり、火

災に合い難い場所である。亭は塀に接して建てられ、物見を兼ねていたことが考えられ、「諸事記録之覚」の物見のことであろう。さらに火災後の再建の様子を記録した同覚に見える陪臣名をあげると、名代嶋瀬六郎、名代三浦久左衛門、奉行山田新右衛門、目付橋本三右衛門、吉田平左衛門、代官多田勘左衛門、代官八杉善左衛門がおり、このうち嶋瀬六郎、三浦久左衛門、吉田平左衛門、多田勘左衛門の住居が本図の長屋門や長屋に確認できる。また、「諸事記録之覚」の寛政十年に奉行中沢長左衛門が目付多田勘左衛門と共にみえ、本図中の陪臣中沢九左衛門の一族と考えられる。以上のことから記載内容が当時の記録と一致し、この図は火災前の大名広路屋敷を描いているとしてよいと言える。

ところで、図には「薄赤ハ自分普請」と表記があり、陪臣が単独で住居を建設あるいは建て増しする者がいたことがわかる。火災後のことであるが、「諸事記録之覚」には安永八年七月に三浦久左衛門が拝領長屋の造作ができていないので通い奉公では不便であるからと、石畠村庄屋に暮の米払いで造作を依頼

していることがみえる。この例がこの図の自分普請にあたるものとみられる。この時、三浦は自費で六畳間一つ、縁側、長屋の天井板と垂木縁まで造作しており、意外に多くの部分が自分普請であったことが判明する。ところが、庭の北西角に建てられた鎮守が自分普請であり、松平主馬家が個人のものとして建てたことがわかるが、それ以外の主要な建物、長屋門、長屋、蔵、庭に建てられた茶屋は自分普請となっていない。このことは松平主馬家の建物が一般の武家住宅と同じように福井藩の規定によって建てられ、合わせてそれにとりなう補助があったことが推定される¹²⁾。

既述のように主要建物を敷地の東半分に配置し、西半分を塀で囲われた庭とし、庭の北側に茶屋を寄せて配置し、さらにその北に蔵、長屋を置き、ゆったりとした庭のやや南に土蔵を置く。この配置は火事を想定したものとみられる。屋敷の正面は東側の道路で、間口約四十三間のほほいっばいに長屋門を建て、南寄りに正門を開く。長屋門は桁行三十九・五間梁間二間で、屋敷側に幅一間の下屋あるいは張出しが所々に設けられる。こ

の長屋門は南の道路に沿って鋭角に折れて西へ十間程続いている。長屋門は二階建てで、陪臣の住居、馬屋、番所、共侍部屋、中間部屋等が設けられる。門を入ると正面に幅三間の式台を設けた広間や長座敷をはじめとする表の接客部分、その北に東側に台所部分、西側に大座敷・敷舞台・居間とする台所居間棟、さらに北西に寝所・化粧間の奥向き棟を雁行形に配置する。表の接客部分と台所部分は小玄関・寄附を設け、その奥に役人詰所・家老部屋など役所部門を配置する。役所部門のうち勘定所は、台所に接して建てられた味噌部屋・器屋の北に設けられる。この勘定所の北に陪臣の住居と板前部屋・雑部屋などのある桁行十七間梁間二間の長屋があり、これにも自前で増築がなされている。

(5)「安永年中御類焼以前御屋敷内物全図」
 〈火災前御屋敷図〉 横35cm×縦36cm 安永四年火災前 薄い和紙 図5

本図左上に図中の略字の意味を書き、部屋名を記載するのみで、図面名称はみられない。図は薄い和紙に二分の箋引き、一間を二

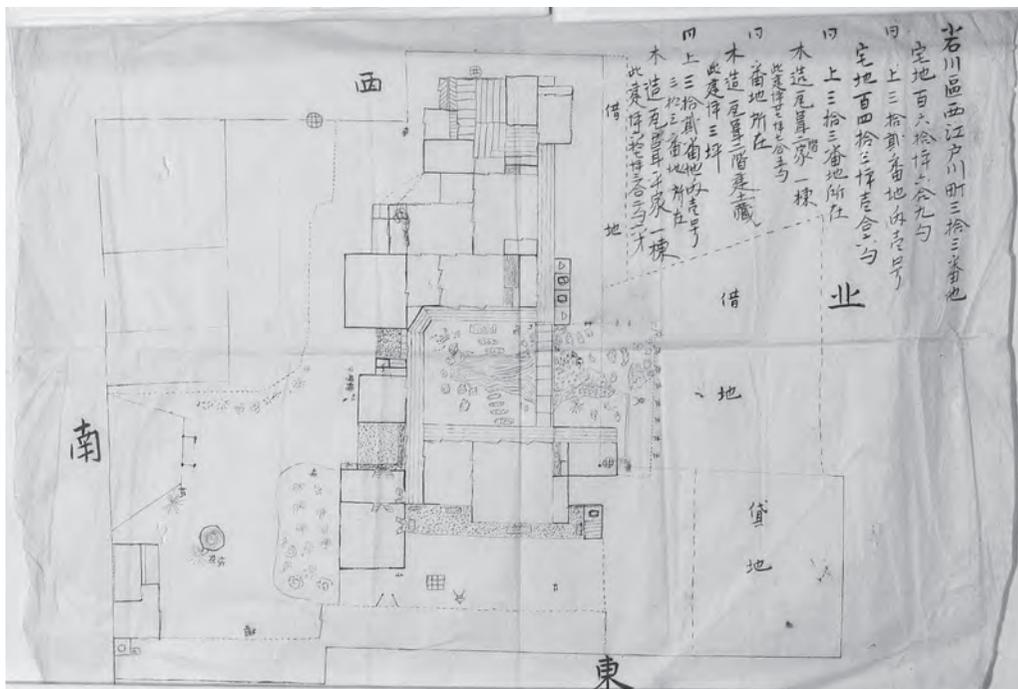


图1 「小石川区西江戸川町屋敷絵図」 横 38cm × 縦 27cm 明治以降

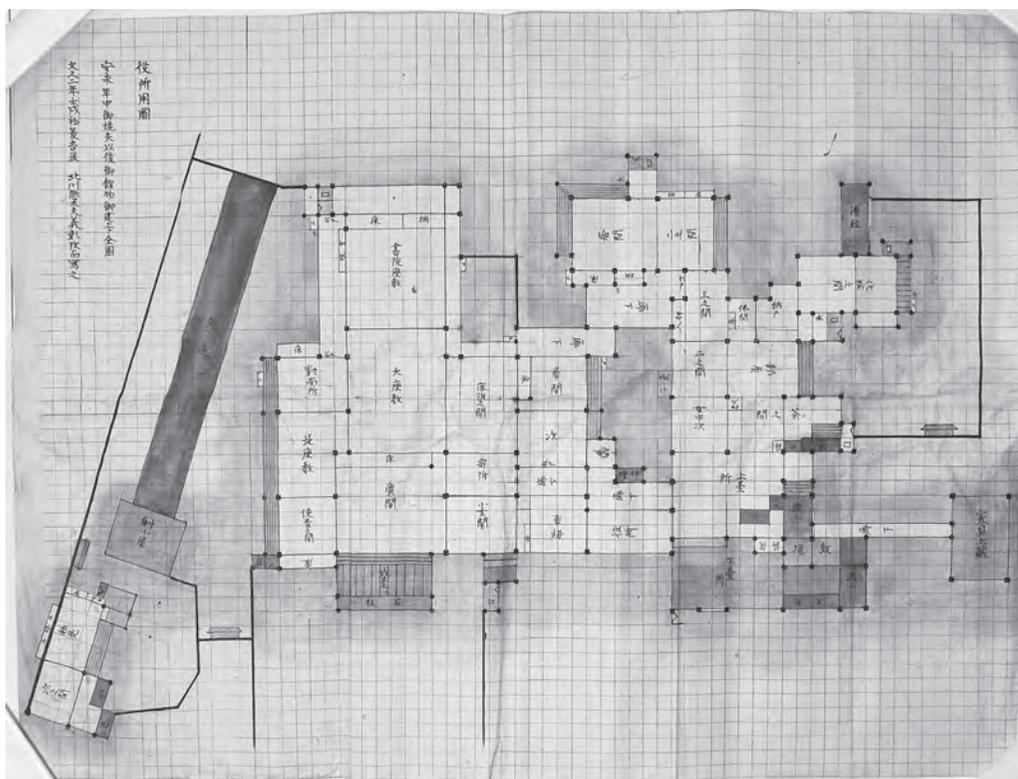


图2 「役所用圖 安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全圖」 横 65cm × 縦 49cm 安永4年火災後 (文久写)

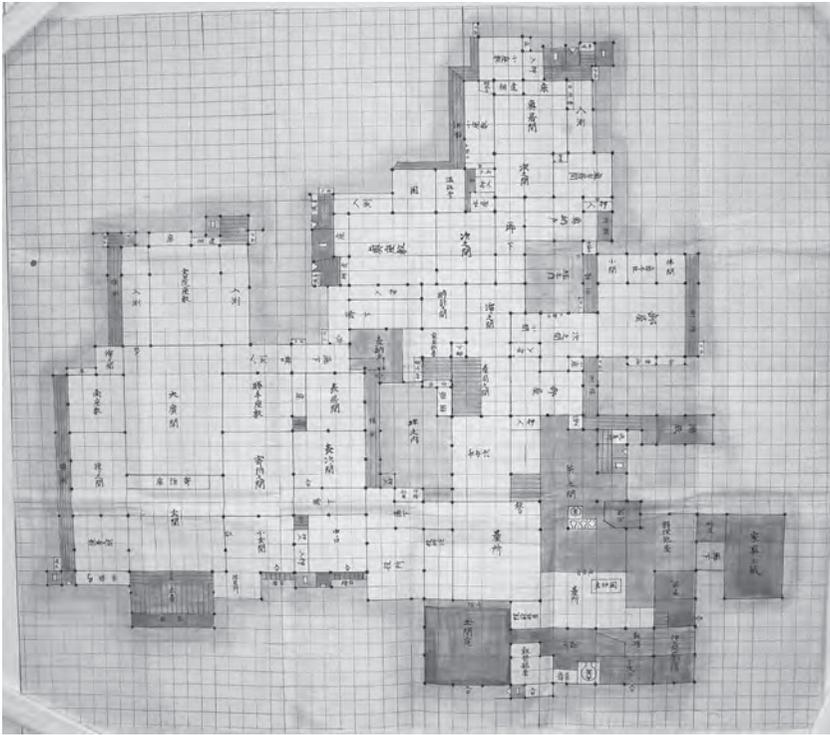


図3 「安永年中焼失以後御館物全図」横 86cm × 縦 76cm 江戸末期

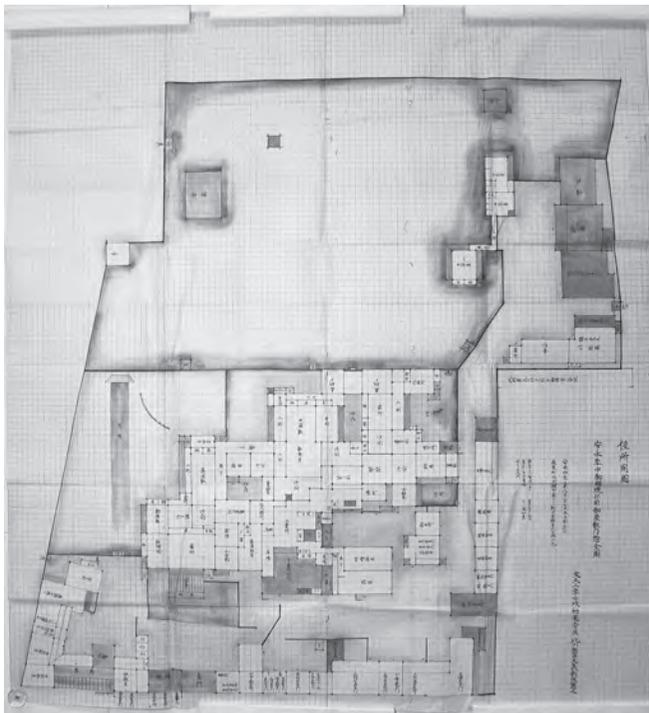


図4 「役所用図 安永年中御類焼以前御屋敷内惣全図」横 100cm × 縦 110cm 安永4年火災前 (文久写)

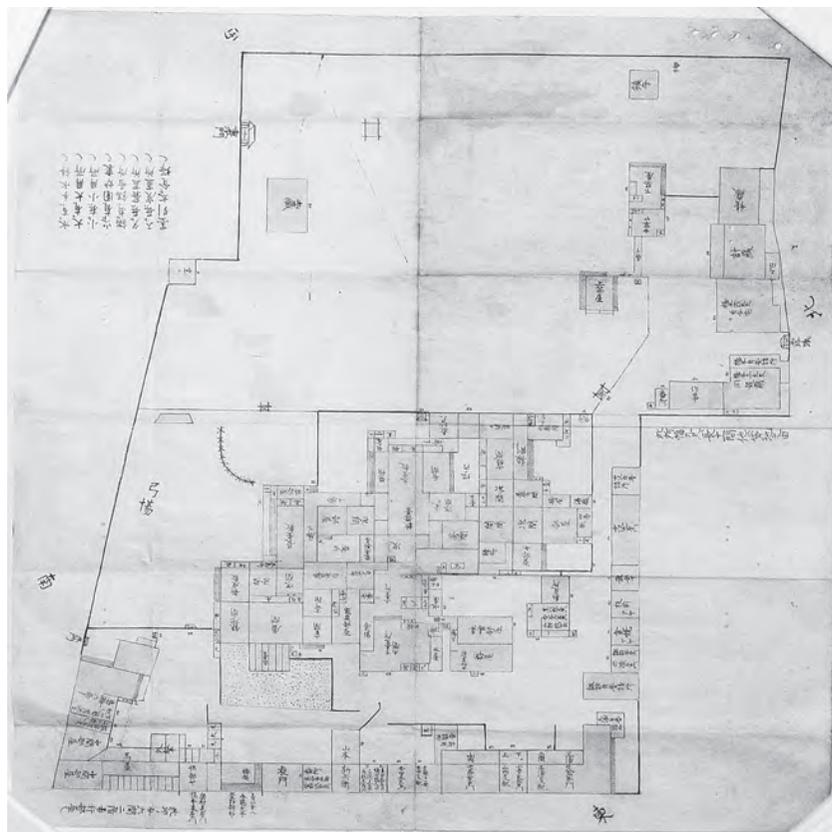


図5 「安永年中御類焼以前御屋敷内惣全図」横 35cm × 縦 36cm 安永 4 年火災前

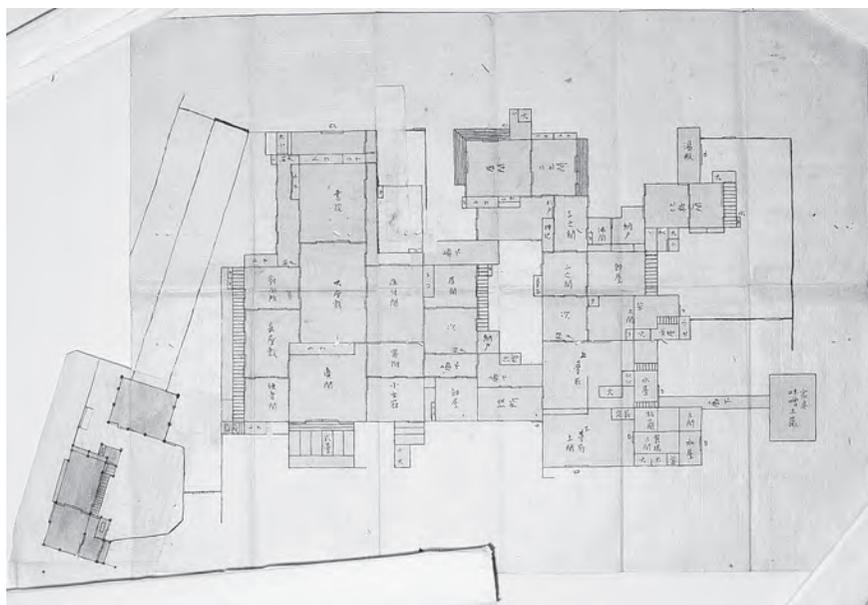


図6 「安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」横 57cm × 縦 30cm 安永 4 年火災後 (天保 14 年改)



図8 「御上屋敷御絵図」
横 24cm × 縦 30cm

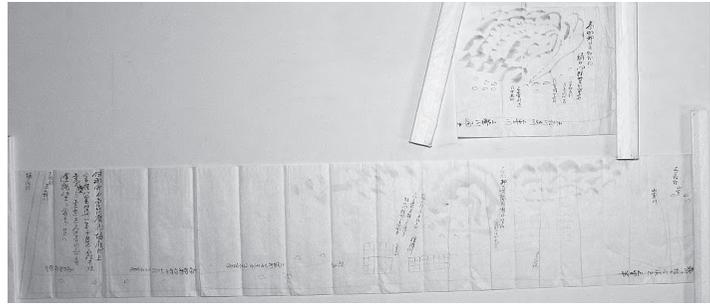


図7 「天竜川支流三峯川流域略図」 横 119cm × 縦 18cm 明治 34 年

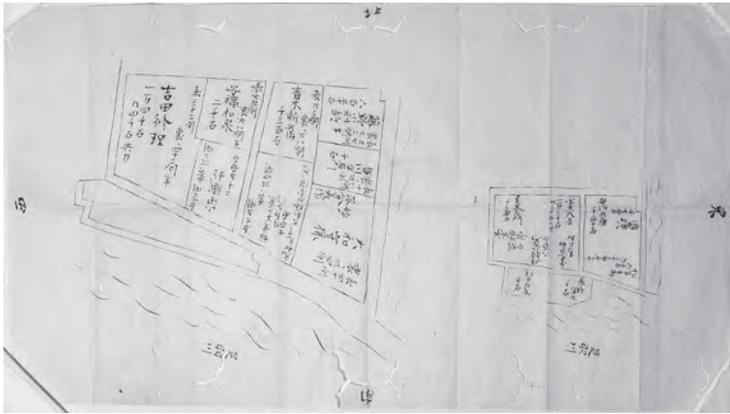


図9 「大名町東表・同裏町図」
横 47cm × 縦 26cm
慶長 17 ~ 18 年および天和
~ 貞享 2 年以前

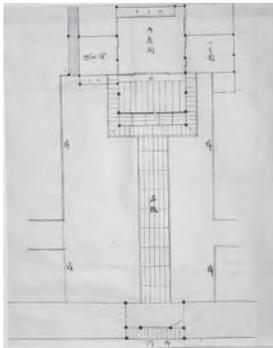


図10 「玄関可取建哉之絵図面」
(付標題) 横 25cm × 縦 33cm (天保 14 年改)

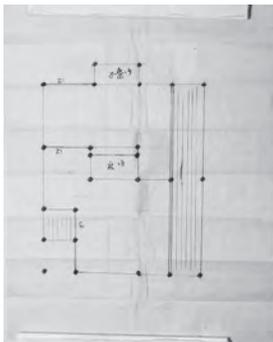


図12 「茶屋図」
横 25cm × 縦 37cm (天保 14 年改)

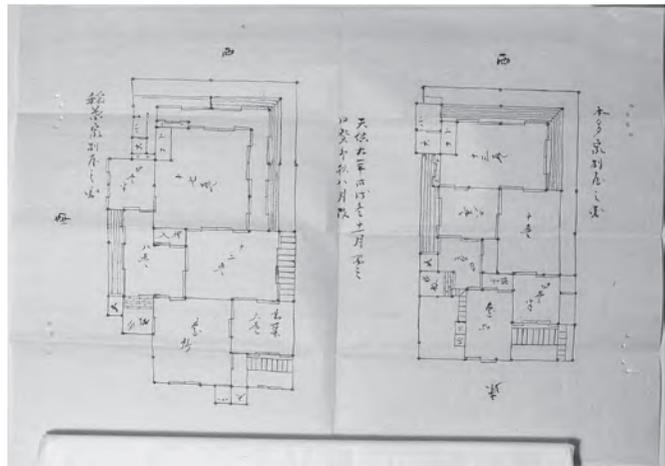


図11 「本多家別屋之図・稲葉家別屋之図」
横 25cm × 縦 18cm 天保 9 年 (天保 14 年改)

分とする1/300の縮尺で、墨線で建物や塀・門を描き、建物内を黄色く塗る。図面の内容は字句の違いや文字向きの違いなどを除き(4)「役所用火災前御屋敷図」とほぼ同じである。例えば、便所は記号でなく大小とされ、入側を椽側あるいは椽類、番所を番へや、押入を押込とする。しかし、式台の板石は記入されず、長座敷南の入側がなく、すぐ横が縁側となつて空白の部分となる所があったり、膳所と女部屋の間が室内として黄色く塗られているなど明らかな違いがみられる。また、(4)「役所用火災前御屋敷図」では器屋に陪臣名がみられず、便所の大小の記号を忘れていた所がみられるのに対して、本図には陪臣の「中村甚之助」と記入され、小便を示す「小」の字がみられる所がある。これらの違いの意味については詳細を後述する。

(6)「安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」〔火災後御建上ヶ図〕横57cm×縦30cm
安永四年火災後(天保十四年改) 薄い和紙
図6

本図は和紙に二分の筧引き、一間を四分と

する1/150の大きさで建物を墨線で描き、建物内を黄色く塗る。図の左下端に筧引き線に墨線で描かれた建物が斜めに継ぎ足される。また、一部間取りに張り紙がなされ、訂正される。本図は大きさ・紙質・紙の劣化度・表現が(5)「火災前御屋敷図」とよく似ている。本図は「類焼以前之絵図面并慎寛院様御認之絵図面 共二二枚 天保十四年癸卯秋八月改」と書かれた和紙包に、後述の(7)「天竜川支流三峯川流域略図」と合わせて入れられる。慎(真)覚院とは松平主馬家八代正郷のことで、安永四年八月二十七日に生まれ、寛政元年狛杵家より養子として迎えられ、同五年家督相続し、文化二年(一八〇五)一月十八日死去している。後述の図7には明治三十四年(一九〇二)とあることから、明治以降の史料も混じっており、包内の史料は後年に入れ替えられたようである。天保十四年には多くの図が改められていることから本図もその可能性があるが、詳細は後述する。本図には「安永四乙未八月廿七日午之刻過出火龜屋町西測(側?) 鍵町角ヨリ二軒目木綿屋六三郎火元」と書かれた紙片が付き、包表題

にある「類焼以前之絵図面」と考えそうであるが、内容は(2)「役所用火災後御館物図」とほとんど同じの火災後に再建された建物図で、大名広路屋敷内の主要建物・射小屋・南東角の物見が描かれる。多くの図が間取図であるのに対して、本図は室内の出入りの様子がわかる建具と屋外への出入口が記載されており、部屋相互間の様子がより具体的に確認できる図である。(2)「役所用火災後御館物図」には台所棟の北に描かれる家具土蔵が本図では味噌土蔵とはつきり書かれ、その右横に家具と薄く添え書きもみられる。逆に本図には下台所の外にある小便所が囲いのみとなり「小」の記号が抜けている所もみられる。部屋名では台所棟の女中次が次、流しが水屋、飯場が板之間、土間が食場土間となっている。また、書院座敷北の張り紙下を見ると、入側が一間幅で、その外に半間の縁側があり、この入側・縁側の幅いっぱいには建物が西に延びていたことがわかる。張り紙下の図が間違えて写されたとは考えられないから、古い時期の建物部分であろう。

(7) 「天竜川支流三峯川流域略図」

横119cm×縦18cm 明治三十四年 薄い和紙

図7

本図は「類焼以前之絵図面并慎覚院様御認之絵図面 共二二枚 天保十四年癸卯秋八月改」の表記される和紙包に入り、天竜川支流の三峯川沿いの上伊那郡三和村、高遠城、同長藤村、同美篤村、同伊那町近辺を描いている。赤線が県道、青線が川、台形状のものが建物、格子状のものが町並を示しているとみられる。図の左端に「伊那町より東筑摩郡塩尻迄里程八里明治卅四年十月迄之篠井線工事鐵工上ハ東京迄尺メ壹円三十錢移賃運ヲ要スレハ是ハ」とあり、明治三十四年十月頃の図であることがわかる。このことから包標題とは異なったものが、誤って後年入れられたと考えられる。

(8) 「御上屋敷御絵図」

横24cm×縦30cm 図8

「諸図面」と書かれた和紙一包内の三枚の図面と和紙一包のうち一枚で、大名広路屋敷の敷地図で、上を東とし、右下に表題の図

面名と「惣坪数メ式千式百六拾六坪半 大概壹分四方一間之割」が記される。敷地の周囲の長さは矩折れのある北面と南面を引き通しの斜め長さで表わし、中央では東西と南北の長さを記す。「大概壹分四方一間之割」とあり、約1/600の縮尺で、敷地境界線の形も屋敷図(図4あるいは図5)の形状と異なる大まかな敷地の略図である。

(9) 「大名町東表・同裏町図」

横47cm×縦26cm 慶長十七〜十八年および天和・貞享二年以前 薄い和紙 図9

本図は墨線の大名町東の屋敷割図で、左右に同じ地域が2面描かれている。右面の屋敷割図は左図の1/4程の大きさとなる。何れの図も縮尺は不明である。左図では松平主馬家の屋敷位置が大和守様となり、北隣りに皆川平右衛門、藤野小刑部、背面南に稲葉半之丞、背面北に青木新兵衛、西隣りの東裏町の区画に南から山田織部、北に安福和泉、西に吉田修理の屋敷となる。本図には各藩士の石高が記された上で、稲葉半之丞屋敷に「元和元年ヨリ大和守様御屋舗へ入ル」と添え書き

がなされる。このことから元和元年以前の図を元に元和元年以降のことを記載していることになる。ところが、松平文庫の慶長十七〜十八年(二六二〜一三)頃とされる福井城下絵図の「北之庄城郭図」(二三〇九)¹⁴⁾では本図とほぼ同じ家臣の屋敷割りがみられ、元となった図は慶長十七〜十八年頃の図とみられる。

一方、右図では松平主馬が現屋敷位置に六〇〇石で入り、その北に酒井孫八、笹治兵庫となている。初代松平主馬が福井藩主第三代忠昌(近年は四代ともいわれる)に従い越後高田より福井に入っていたのは寛永元年(二六二四)であるから、寛永元年以降の図となる。西隣の東裏町では南東に永見百助、北東に永見大吉、北西に毛受左門、南西に本宮裕郎、南に丹羽八左衛門の屋敷となっている。「家中転宅考」¹⁵⁾によれば、大名町東表に「天和・酒井孫八」、大名町東裏町に「天和・毛受左門(中略)西表二而壹軒アリ長谷川三右衛門居り 後本宮裕郎居り貞享三〇〇後高田小左衛門へ御添地ト成り今之屋敷地之通り也」とあり、本宮裕郎の名があることから貞享三年(一六八六)以前であることがわかる。

松平文庫の貞享二年とされる福井城下絵図
 「福居御城下絵図」(一三二〇)¹⁶⁾に大名町東裏
 町南東角の永見百助が智照院となること以外
 は同じであり、本右図は天和から貞享二年の
 間として問題ないことがわかる。

(10) 「玄関可取建哉之絵図面」

横25cm×縦33cm 薄い和紙 (天保十四年改)
 図10

本図は墨書きで、長屋門から御殿広間前の
 通路と式台廻りを中心に描いている。包に「玄
 関可取建哉之絵図面 一枚 天保癸卯秋八月
 改」とあり、天保十四年改のものであること
 がわかる。本図から長屋門の入口が幅三間の
 うち八尺強の両開き扉を持ち、右に潜りの扉、
 左は嵌め殺し扉であったことがわかる。式台
 廻りの間取りと扉の位置が(2)「役所用火
 災後全図」にほぼ一致していることも確認で
 き、扉はさらに火災前のように裏方となる長
 屋への通路入口もみられる。可取建哉との意
 味はわからないが、玄関および玄関前通路の
 石板を主に描いた図である。

(11) 「本多家別屋之図・稲葉家別屋之図」

横25cm×縦18cm 薄い和紙 天保九年 (天
 保十四年改) 図11

本図は「眼毒焼鮒茶屋并外記方西庭之図面
 共二三枚 天保癸卯秋八月改」と表記される
 和紙包に入る二枚のうちの一枚で、図中に「天
 保九年戊戌冬十一月写之 同癸卯秋八月改」
 とあり、天保九年に写されたものを同十四年
 に描き改めたものである。包表題の眼毒焼
 鮒茶屋とはわからないが、外記方とは前述の
 高知席酒井外記のことと考えられるがはつき
 りしない。本図は薄い和紙に二分の籠引き、
 一間を四分とする1/150の縮尺で建物を
 墨線で描き、方位、部屋名や畳数、建具、床
 の様子を詳しく描く。いずれの図も玄関・台
 所・座敷・縁・土縁・便所などを備えたよく
 似る平面の単独建物である。本多家・稲葉家
 は松平主馬家と同じ家老などを勤める高知席
 の家を意味するとすれば、本多は本多筑後家、
 稲葉は稲葉采女家が考えられる。福井藩上級
 武士の茶屋の例を示すものである。

(12) 「茶屋図」

横25cm×縦37cm 薄い和紙 (天保十四年改)
 図12

本図も「眼毒焼鮒茶屋并外記方西庭之図面
 共二三枚 天保癸卯秋八月改」の表記される
 和紙包に入る一枚の図で、薄い和紙に一寸
 の籠引きが一部にあり、一間を二寸とする
 1/30の縮尺である。間取りと柱、床と台子
 (水屋)の位置、入口を表記し、建具位置を
 二本線で示す簡単な茶屋の図である。包の標
 題にある酒井外記屋敷にあった茶屋という可
 能性もあるが、嘉永五年の酒井外記上屋敷の
 図にはそのような建物は見当たらない。下
 屋敷内の茶屋あるいは眼毒焼鮒茶屋の図かも
 しれない。

三 図面相互の比較

三・一 図面分類

前項で明らかとなった各図を、包ごと、図
 面の推定年、紙質、大きさ、罫線の書き方、
 表現方法、内容等によって分けると、表1の
 ようになる。包の分類をみると、その多くの

表1 絵図一覧

番号	図面名	整理番号	包み分類	記載年	改年	図面推定年	写しの時期	紙質	紙の新古	大きさcm	罫線	表現	内容	備考	側を 入西 測測 町と 記入
(1)	「小石川区西江戸町屋敷絵図」					明治以降		薄い和紙	中	38×27		墨			
(2)	「役所図 安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」			安永4年火災後		安永4年火災後	文久2年	和紙	新	65×49	朱3分計	カラー	ロ	北川惣太夫	○
(3)	「安永年中焼失以後御館物全図」					江戸末期		和紙	新	86×76	朱5分計	カラー	ロより後		○
(4)	「役所図 安永年中御焼失以前御屋敷内惣全図」			安永4年火災前		安永4年火災前	文久2年	和紙	新	100×110	朱3分計	カラー	イ	北川惣太夫	○
(5)	「安永年中御焼失以後御屋敷内惣全図」					安永4年火災前		薄い和紙	古	35×36	2分罫	墨と黄	イ		
(6)	「安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」		A	安永4年火災前	天保14年改	安永4年火災後		薄い和紙	古	57×30	2分罫	墨と黄	ロ	火災前の記載は別紙、改年は包紙	別紙○
(7)	「天竜川支流三峯川流域略図」		A		天保14年改	明治34年		薄い和紙	新	119×18		墨・赤・青		改年は包紙	
(8)	「御上屋敷御絵図」		B					薄い和紙	新?	24×30		墨			
(9)	「大名町東表・同裏町図」		B			慶長17～18年・天和～貞享2年		薄い和紙	古	47×26		墨			
(10)	「玄圃可取建儀之絵図面」		B		天保14年改	安永4年火災後		薄い和紙	新	25×33		墨		改年の記載は別紙	
(11)	「本多家別屋之図・稲葉家別屋之図」		B-C	天保9年	天保14年改	天保9年		薄い和紙	新	25×18	2分罫	墨		改年は包紙	
(12)	「茶屋図」		B-C		天保14年改			薄い和紙	新	25×37	1寸罫	墨		改年は包紙	

A:「類焼以前の絵図面并慎覚院様御認之絵図面 共二枚 天保十四年癸卯秋八月改」 ※同じ片仮名は同一内容
 B:「諸図面」
 B-C:「眼毒焼廻茶屋并外記方西庭之図面 共三枚 天保癸卯秋八月改」

包に「天保十四年癸卯秋八月改」あるいは「天保癸卯秋八月改」とあるが、包Aの「類焼以前の絵図面并慎覚院様御認之絵図面 共二枚 天保十四年癸卯秋八月改」には、表題とは異なる火災後の図や明治三十四年の図が入っている。このことから包は一度入れ直されていることが確認され、必ずしも包表題の天保十四年に改められた図であるとは言えないことがわかる。図中あるいは包標題の天保十四年「改」の意を考えると、図を新しく古い図にのっとり描き改めた、内容の一部を変更した、あるいは内容を確認したとの三つが考えられる。図中に「改」の字が記載される包B中に入っている包Cの(11)「本多家・稲葉家別屋之図」では、図の写し年や改め年が同一字体で続けて書かれており、このことから「改」の意味は新しく古い図にのっとり描き改めたとしてよいと推測できる。この「本多家・稲葉家別屋之図」中に記載される改め年が作成年となると、小さな薄い和紙を用い、比較的新しい紙質の図10・12も表題の天保十四年の「改」つまり作成と考えてよいことが推定できる。また、「類焼以前の絵図面并

慎覚院様御認之絵図面 共二枚 天保十四年癸卯秋八月改」の表現は、前述のように慎覚院の活動時期が寛政五年から文化二年までであり、天保十四年の「改」は慎覚院の活動時期から四十年弱隔たっているが、類焼前の図は紙質が古く、慎覚院の描いた図を書き直したとするより内容を確認したと解した方が素直である。いづれにしても今後の検討を待ちたい。

一方、包に入っていない図では、文久二年に北川惣太夫によって主馬家役所用の図として写された(2)「役所用火災後御館物図」と(4)「役所用火災前御屋敷図」は作図の形式や表現が同じであり、図中の「文久二年壬戌初夏吉辰 北川惣太夫義彰改而写之」の内容を裏付けている。図の大きさが異なるのは作図範囲が違っているためで、前者が「御館物御建上ヶ全図」と再建後の主要建物を、後者が「御屋敷内惣全図」と屋敷内全ての建物を描いているところから来るものである。(3)「火災後御館物図」は、(2)「役所用火災後御館物図」とほぼ同じ範囲の建物を朱罫線で描き、ほぼ同じ色使いをするが、罫線幅が三

分ではなく五分と広く、色使いも細かい部分では多少違っている。(3)「火災後御館物図」の建物が前述のように(2)「役所用火災後御館物図」より建物数が充実しており、江戸時代後期の建物を描くと考えられることから、作成時期は北川惣太夫による文久二年の写図作成に近い時期、さらに推測すればそれより多少遡るのではないかと考えられる。なぜなら文久二年以降の作図とみると、二枚の写図と同じ仕様(罫線間隔、作図記号、色使いなど)とすることが図の管理からも便利であり、図名も文久二年の写図のように図中に書き添えることが普通と考えられるからである。

ところで、文久二年に北川惣太夫によって写された(2)「役所用火災後御館物図」と(4)「役所用火災前御屋敷図」の二枚の図は、薄いと紙に描かれた(6)「火災後御建上ケ図」と(5)「火災前御屋敷図」の二枚にそれぞれ対応した図で、対応する図面同士はほとんど同じ内容である。特に(6)「火災後御建上ケ図」は張り紙によって表接客棟の書院入側や縁側付近が(2)「役所用火災後御館物図」のように小さく修正されている

ことが注目される。また、使者間の床が幅一間と小さく、その上に張り紙らしきもので幅二間に修正されとみられる痕があり、その横の便所南にも幅半間長さ二間の建物らしきものが、物見棟が描かれる張り紙下に微かにみとれる。この図は「類焼以前之絵図面并慎覚院様御認之絵図面 共二枚 天保十四年癸卯秋八月改」と書かれた包内にあるから天保十四年に訂正したとすることも可能であるが、紙の変色が天保十四年の描き直しである(11)「本多家別屋之図・稲葉家別屋之図」とは明らかに古く、それより早い時期の作成と考えられる。このことから薄いと紙に描かれた(6)「火災後御建上ケ図」と(5)「火災前御屋敷図」を原図として文久二年に(2)「役所用火災後御館物図」と(4)「役所用火災前御屋敷図」が作成されたとも考えることができる。しかし、図面相互に異なる部屋名や文言表記に異なるところがあり、さらに文久写と薄いと紙の両図ともに描き忘れがあることから、図はいずれも原図ではなく、写図である可能性も考えられる。

三・二薄いと紙図と文久写図

薄いと紙図と文久写図は紙質、大きさ、罫線の幅と色、さらに彩色の有無に違いがみられるがほとんど同じ間取りである。しかし、細部を詳しくみると建物名の違い、部屋名の呼び方の違い、部屋名を文字あるいは記号で表現するかの違い、間仕切りの有無、室内とするか屋外とするか、意味する内容が同じでも表現が異なる部分が多々みられる。これらを図ごとに分け、比較したものが表2・表3である。(4)「役所用火災前御屋敷図」を見ると、部屋の呼称については写図をした北川個人あるいは時代を反映して変化することは考えられるが、入口の表現が描かれたり描かれなかったり、さらに勘定所の炉のように大便所と間違つて表記されたり、膳所と部屋の間の部分のように大小の便所へ入るため室内としなければならぬ所を外部とするなどの明らかな勘違い、部屋の小さな間仕切りのように描き忘れが多々みられる。しかし、隣りへの貸地のように(5)「火災前御屋敷図」よりさらに詳しくなっている部分もみられる。これは寛永以後江戸時代を通して敷地形

表2 火災前図面の比較

内 容	(5)「安永年中御類焼以前御屋敷内惣全図」	(4)「役所図 安永年中御類焼以前御屋敷内惣全図 (文久写)」
建物名	土蔵	宝蔵
部屋名	番へや	番所
	椽側	入測 (側)
	類椽	入測 (側)
	式台のみ (板区別無し)	式台は板・石板区別 (階段あり)
	便所大小で表現	大小を図で表現
部屋名なし	床 (2) 棚 (1)	廊下 (1)、床 (1)、棚 (1)、水 (1)、茶所 (1)
室名間違い	勘定所の火 鉄砲間の手水鉢	勘定所の大便 鉄砲間の大便と表記間違い
人名	中村甚助 (器屋)	—
入口の表記なし数		17
入口の表記ずれ数		1
表記忘れ便所		1
室内室外の違い	膳所と女部屋間を室内	膳所と女部屋間を室外とし、塀設置 (便所使い勝手から間違い)
	長座敷の南が縁と土	長座敷南は入測 (側) と縁
間仕切りの違い		外輩・供部屋下屋の間仕切りと部屋なし
		勘定所の小便所付近の間仕切りなし
塀の長さ	長屋門から台所に延びる塀短い	
	湯屋外の短塀	
文言違い	此所幅九尺三長十一間他へ貸地也由	此間東八九尺北十一間三尺御隣家へ貸地
	此印ノ分六間二階歩行部屋也	此印之間二階港部屋

表3 火災後図面の比較

内 容	図面名	
	(6)「安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図」	(2)「役所図 安永年中御焼失以後御館物御建上ヶ全図 (文久写)」
建物名	家具味噌土蔵	家具土蔵
	なし	射小屋
	なし	物見棟の部屋名
部屋名	トコ、ト	床
	水屋	流シ
	押込	押入
	ヲ	押入
	次 (台所棟)	女中次
	夕	薪
	ト (戸袋)	戸
	(三之間南) なし	廊下
	台所土間	色使いで表現
	なし	式台石板
便所大小で表現	大小を図で表現	
入口の表記なし数		6
表記忘れ	台所棟の杉戸	なし
間仕切りの違い等	小便所1 (台所前)、水 (1)	戸袋 (1)
	対面所～使者間外の土縁と仕切	切なし
	化粧之間の床棚間仕切り	なし
塀の長さ	使者間の床幅1間	使者間の床幅2間
	なし	小玄関前の塀
	式台の北横の短塀	なし
	味噌土蔵西の塀	なし

状が変わっていないので現状を記載すればよく、詳しくなっていないものもかしくはない。同様に式台の板の表現が階段・板敷き部・石板に描き分けられていることも、式台の構成からは常識的なことである。ただ(5)「火災前御屋敷図」の長座敷南側にある縁側・土縁が(4)「役所用火災前御屋敷図」では入側・縁側に変更されていることが問題となる。この様に配置することが長座敷の西にある小便所を下履きを履かずに入ることができ、普通の間取りとみられる。事実(5)「火災前御屋敷図」の方には土縁のさらに外側に水と手水鉢の表記があり、土縁がなく入側・縁側となる可能性が高いと言える。しかし、火災後の(6)「火災後御建上ヶ図」では長座敷が火災前の新座敷・鉄砲間の位置に移動しているが、長座敷の南にある縁側・土縁が火災前の形を受け継いでいる。この形態は文久の写図でもそのままであ

り、やはり(5)「火災前御屋敷図」のままであったともいえる。

一方、火災後の図面(2)「役所用火災後御館物図」と(6)「火災後御建上ヶ図」ではどうであろうか。(6)「火災後御建上ヶ図」では物見棟・射小屋の名称有無が大きな違いとなる。物見棟・射小屋は建物名がなく、張り紙として使者間の南に足されているが、使者間の直ぐ南東角にある便所らしき部屋を合わせて張り紙で隠している。また、この物見・射小屋の建物に塗られた色は本体よりやや濃い黄色にみえる。このことから本体図面より後に図面訂正と同時に後から建てられた物見棟・射小屋を付け足したことが考えられ、そのため建物名がないと解釈できる。この他は火災前の図で検討したことと同じことが言え、文久写図には多くの文字や間仕切りが描き忘れられていることがわかる。(6)「火災後御建上ヶ図」以上に詳しく描かれた式台や塀などもみられるが、これは火災前の図と同様なことが言える。

以上、火災前後の図を比較して言えることは、同じような図の描き方であり、同じよう

な描き忘れが目立つという共通点がみられることである。もし、お互いに違う原因からの写図であるとすれば、図面同士の違いがもっと他の部分に、例えば間取りあるいは建具や柱の表記などを入れるなど図面の描き方に違いがあってもよいのではないだろうか。このように考えると、(5)「火災前御屋敷図」(6)「火災後御建上ヶ図」の図を北川が自分なりに解釈して写し直した図が(4)「役所用火災前御屋敷図」、(2)「役所用火災後御館物図」とするのが素直な考え方ではないだろうか。

四 (6)「火災後御建上ヶ図」と安永再建記録

はじめに述べたように松平主馬家の知行地の一つである石畠村の庄屋次兵衛は、安永火災後の再建の様子を「諸事記録之覚」に残している。そこには次兵衛が関わった長屋などの付属建物については詳しく記録されるが、それ以外の御殿などの建物は部屋名が散見されるに過ぎない。しかし、火災後の再建建物については前述の図が残るに過ぎず、その実態が図の通りであったは明らかではない。そ

こで「諸事記録之覚」の記述と(6)「火災後御建上ヶ図」の建物を比較検討し、図の信憑性を検証する。「諸事記録之覚」から火災後の再建経過とそこに表れる建物の大きさや部屋名をあげると、表4のようになり、主要建物としては広間、台所、米蔵、味噌蔵がみえ、部屋名として次之間、御用所、台所御用所、御役所、御湯、大広間、大座敷、作事、御納所、次間(台所近く)の各部屋が存在が確認される。まず、広間は安永四年に安穩寺本堂を購入して移築し、同八年の天井造作によりその大きさは三間に三間半であることが判明する。広間の大きさは本図の床を除く広間に一致し、常識的な竿の向きから得られる竿の長さ三間半にも一致する。ちなみに安永火災前の(5)「火災前御屋敷図」中の広間は四間に三間で異なっている。

次に同七年八月に完成した台所は「御台所大キサ五間二九間半、夫二ひさし・御かまと付式間半二三間、御ろうか付是も式間半二三間、御柱式本八真木其外八皆杉柱二而」と、主屋が五間九間半の大きさで、それに竈を備えた下屋が二間半三間、廊下が二間半三間の

表4 「諸事記録之覚」にみる火災後の再建記録

年	月 日	内 容	建物や部屋等の記載内容
安永4年	8月27日	福井大火屋敷類焼	
		広間として安隠寺の堂を購入普請	御広間御普請
同 5年	9月21日	未夕長屋不出来	御足輕御門、御役所、仮小屋、
	9月22日	内長屋普請	二間×二十間斗
	9月27日	御目見	次之間、御用所
	10月27日	内長屋普請完了	
	11月30日	御目見	御台所、御台所御用所、御代官様之部屋、御役所、次之間 御前を罷立、次之間を通り御役所へ罷出
	12月18日	御目見	大座鋪ニ而旦那様惣御目見
同 6年	正月6日	吉書御札御目見	(旦那様) 御湯、御用所、
			御役所ニわ名代、奉行、目付、代官揃い、次之間、台所
	2月22日	長屋普請依頼	長屋門北貳拾貳間(北山村) 大広間、大座敷へ罷出御目見、御役所 長屋門南拾五間(石畑村)
	6月	南建前予定	作事の御大工
	8月下旬	北貳拾貳間開始予定	
	11月19日	長屋普請上棟	
	12月朔日		役所、御納所米、
同 7年	正月6日	吉書御札御目見	次之間にて御吸物
	3月	台所普請入札、開始	役所に八名代、奉行、代官、作事の御大工
	8月	台所作事修了	御台所大キサ五間ニ九間半、ひさし竈付き二間半ニ三間、廊下二間半ニ三間、御柱真木2本
	12月26日		納所方、
同 8年	正月6日	吉書御札御目見	御目見次之間にて(1人)、次之間より大座敷罷出(7人)
	2月8日	広間天井廻り部材依頼	四歩天井板、三間より三間半之竿縁、廻りふち三間半ニ四寸、7寸之とこぶち、同長サ落シ懸ケ
	5月中	広間天井普請修了	
	5月8日		台所にて御料理被下
	6月5日		能を次之間にて役人と拝見、台所罷出帰ル
	7月6日	陪臣の拝領長屋造作依頼	米御藏
	9月7日	拝領長屋造作完了引越し	
	11月21日	味噌蔵の世話の依頼	
同 9年	2月～5月	味噌蔵建設	味噌蔵二間ニ三間
天明6年	10月16日	台所役所口の玄関作事	

建物であったことがわかる。台所は図の上下台所と二之間・部屋、次・茶之間さらに水屋や板之間などを含めた部分とみられる。下屋の二間半三間は竈を備えていることから主屋の東の北側に張出した土間・水屋・釜などの二間三間の部分とみられる。味噌土蔵は同九年の建設であるから廊下はまだなく、台所建設時には廊下の一部を下屋が含んでいたものとみられる。ただ、下屋根幅が二間で記録の二間半と矛盾する点があるが、この大きさは普請予定の仕様書であり、実施に際して多少変更されたこととみることができる。なお、安永五年の記録ではすでに御台所あるいは御台所御用所とあるが、この御台所御用所は火災の翌年であり仮屋と考えられる。他方、廊下二間半三間の建物は台所周囲では単独では見当たらないが、台所の南に続く廊下と役所は表の接客棟と台所棟を繋ぐ廊下と考えられ、大きさも一致し、この建物と考えられる。安永九年には二間ニ三間の味噌土蔵が建設されている。本図の御台所北に離れて大きさも名称も一致する家具と添え書きされた味噌土蔵がある。

ところで、天明六年に「(前略) 御奉行役

之林次右衛門様被仰候ハ、御台所御役所之口けんくわん無之二付、今仕立申度候間入用木指上申様御頼ミニ付、長九尺より壹丈之四寸角杉柱三本、長七尺五寸三寸五分之折三本揃拵（後略）」とあり、台所役所の玄関がつくられている。図には台所あるいは役所付近に下屋らしきものがみあたらない。しかし、本図より後の様子を描いたと推定される(3)「火災後御館物図」をみると、台所や役所が東に大きく拡張され、本図の直接外部に面した役所入口が台所内の土間から入るようになっていている。「諸事記録之覚」とは必ずしも一致しているとはいえないが、その使い方の痕跡がこの部分に残っているとすることもできる。以上のような内容から、本図は天明六年以前の様子を描いていると言える。

一方、「諸事記録之覚」に表れた部屋名とその使い方から部屋のおおよその位置を推定する。安永五年十二月十八日には(前略)御知行下村々不残庄屋長百生相揃大座敷鋪二而且那樣惣御目見被仰付（後略）、同六年知行地村へ長屋普請を言い渡す御目見の様子には、「(前略)御長屋御普請之義御頼ミ被成度

思召二而御上二御応被成候間、左様二得相心先ツ御座鋪へ行き可致休足ト被仰候二付、御広間大座鋪へ罷出候所、御料理御酒被下私共四人罷有申所、オン奥より且那樣御目見之段被仰出（後略）」とあり、大座敷が御目見の部屋であることがわかり、そして御広間と大座敷が隣接していることがわかる。これも本図と一致する。御目見は次之間でおこなわれているのが同五年九月二十七日、十一月三十日、そして同六年八月の正月六日の吉書御礼にみえる。この次之間は同六年では「(前略)且那樣より次兵衛二御目見ト被仰出、依之御役所より御奥名代三浦久左衛門様・御奉行山田新右衛門様先へ御立、御代官多田甚左衛門様御案合二而御次之間へ罷出、私壹人（後略）」、あるいは同八年に「(前略)不相替私壹人独礼二被仰付、御次之間にて且那樣・若旦那様御一同二御目見之御上意之御言は、(中略)右之通り当年ハ御二方様之御上意を蒙り御礼申上難有奉存、御次之間より大座敷罷出（後略）」とあり、次之間は大座敷あるいは役所に近い位置にあることが想定される。本図では大座敷隣の床付間を挟んで北に位置す

る次（続き座敷の居間と次）が考えられ、役所の位置も次之間の近くにあり、矛盾しない。以上のように建物のおおきさ、配置、建物内での部屋の位置を検討した結果、(6)「火災後御建上ヶ図」は火災後に徐々に再建された建物群を描き、その絵図の描写時期は天明六年以前と推定される。

五 (3)「火災後御館物図」の作成者と作成時期

(3)「火災後御館物図」は前述のように建物の整備状況から天明六年以降の様子を描いた図で、文久二年の写図と図の罫線の幅や土間・水屋の彩色は多少異なっているが、ほぼ同じ描き方をしており、北川惣太夫が文久の写図をおこなった近い時期あるいはそれより前の作図ではないかと推測した。

ところで、北川惣太夫は漢字使いに特徴的なところがあり、「側」の字を誤って「測」と書く癖が認められる。そこで各図の誤って使用されたとみられる「測」の字に着目すると(表1参照)、文久二年の写図はいずれも「入側」を「入測」と記している。また、(4)

「役所用火災前御屋敷図」の標題中の出火場所についても「亀屋町西測鍵町角ヨリ二軒目木綿屋六三郎火元」と書き、「西側」を「西測」と誤字している。¹⁸ もっとも(6)「火災後御建上ヶ図」と一緒にあつた付け紙にも「安永四乙未八月廿七日午之刻過出火龜屋町西測鍵町角ヨリ二軒目木綿屋六三郎火元」とあり、そのまま写したというのであれば、「西測」は誤字ではないことになる。しかし、字句的には「側」が正解である。一方、(3)「火災後御館物図」をみると「入側」を同様に「入測」と記している。このことから(3)「火災後御館物図」は北川惣太夫の作成した図の可能性がさらに深まる。このように(3)「火災後御館物図」が北川惣太夫の作成になるということは、文久二年より前の北川惣太夫の活動した時期の可能性がさらに高まることになる。

六 まとめ

福井市立郷土歴史博物館に寄贈された松平主馬家の絵図について紹介し、あわせて安永

四年の火災前後の屋敷図を詳細に検討した。その結果、松平主馬家の陪臣北川惣太夫によって文久二年に写された図は、すでにあつた薄い和紙の安永四年火災前後の図をもとに独自の解釈を加えて作図したことが考えられること、さらに火災後の図一枚は天明六年以前の大名広路屋敷の主要建物図であること、火災後の図一枚は北川惣太夫によって文久二年頃に作成された可能性が高い江戸時代後期の主要建物の図であることが明らかとなった。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、福井市立郷土歴史博物館、福井県文書館、神奈川大学教授内田青蔵氏をはじめとする関係各位から資料提供や助言を戴きました。これら関係各位に末尾ながら感謝申し上げます。

註

- (1) 『福井県指定有形文化財 瑞源寺本堂書院修理工事報告書』瑞源寺 二〇一一年
- (2) 拙稿「福井城本丸指図の年代について―文政から嘉永期まで―」若越郷土研究五五の二(二一九一―号) 昭平成二十三年
- (3) 伊豆蔵庫喜氏の一連の研究である「福井城下の視的考察」で、「福井城旧景」や古絵図により建物の配置や外観などを論考している。大野藩の上級武家の建物については拙稿の田村家に関する論考がある。「越前大野藩の『家帳』と『絵図面』について 田村家文書の研究」福井工業大学研究紀要 第三十六号 二〇〇六年、「越前大野藩の武家住宅田村銅三郎家住宅について」福井工業大学研究紀要 第二十九号 一九九九年
- (4) 拙稿「松平主馬家の大名広路屋敷と安永普請」福井工業大学研究紀要 第二十八号 一九九八年
- (5) 「福井城と城下町のすがた」福井市立郷土歴史博物館 平成二十二年九月
- (6) 夏目治平家文書「二諸事記録覚帳」『福井県史資料編3 中近世一』昭和五十七年 p.732・733
- (7) 前掲(4)
- (8) 前掲(5) p.60 酒井康氏蔵 福井市立郷土歴史博物館寄託「酒井屋敷図」
- (9) 『福井市史資料編別巻絵図・地図』福井市 平

成元年 p 64

- (10) 『稿本福井市史上巻』 福井市役所 歴史図書社
一九七三年 p 215 夏目治平家文書「一諸事記録
覚帳」『福井県史資料編3中近世』 昭和五十七年
p 716 両史料ともに出火時間を未の刻としている。
- (11) 前掲 (6)
- (12) 福井藩では未確認であるが、前掲 (3) 「越前
大野藩の『家帳』と『絵図面』について 田村家
文書の研究」によれば、大野藩では建て替え・火
災後の再建で、藩からの補助規定があった。
- (13) 「松平主馬家由緒書」『福井市史資料編4近世』
昭和六十三年 p 591、夏目治平家文書「一諸事記録
覚帳」『福井県史資料編3中近世』 昭和五十七
年 p 716 p 730、「皇別源家譜」福井市立郷土歴史博
物館蔵。法名は「皇別源家譜」により同博物館の
印牧氏のご教示による。
- (14) 松平文庫「北之庄城郭図」(1309)
- (15) 松平文庫「家中転宅考」(965)
- (16) 松平文庫「福居御城下絵図」貞享二年(1320)
- (17) 前掲 (8)
- (18) 松平文庫「福井分間之図」享和三年(1337)
によれば、亀屋町の通り西側に鍵町・萬町・千日
町が直行しており、このことから場所を特定する
には西側とする必要がある。